第二千四百四十二 岩

平成二十六年

木

日

曜

八月二十一日

 $\equiv$ 

### 目 次

示

## ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………………五○

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………………………………………五○二

○一般競争入札について(二件)…………………………………………………五○二 

〇平成二十六年七月十日付第二千四百三十一号中……………………………五〇六

### 告 示

山梨県告示第二百四十二号

め汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。 定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するた 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一の一部

一 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基 びにふっ素及びその化合物 準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物並

指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

## 山梨県告示第二百四十三号

Ш

梨 県

公

報

第二千四百四十二号

平成二十六年八月二十一日

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、 土地が

> 出をしなければならない区域を次のとおり指定する。 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 及び二千五十九番三の各一部並びに二千五十七番七の全部 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一、二千五十七番六、二千五十八番三
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一 第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物 項及び

## 山梨県告示第二百四十四号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十六年八月二十一日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町 (次の図に示す部分に限る。)

山梨県知事

横

内

正

明

:五 〇 五

\_ 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

 $\equiv$ 

- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による 早川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」 は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

### 山梨県告示第二百四十五号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

 $\equiv$ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

### 山梨県告示第二百四十六号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

\_ 保安林として指定された目的 南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る。)

土砂の流出の防備

 $\equiv$ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

### 公 告

• 特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十六年八月二十一日

申請のあった年月日 平成二十六年八月八日 山梨県知事

横

内

正

明

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人にらぐるみん

2 代表者の氏名 多田 麗奈

3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市藤井町北下條千五百五十六番地六

定款に記載された目的

い、まちぐるみで子育てを応援する社会の形成に寄与することを目的とする。 この法人は、子育て中の親・子育て支援者に対して、育児支援に関する事業を行

縦覧期間 平成二十六年八月十二日から同年十月十一日まで

一般競争入札について

れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束 ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ の適用を受ける調達契約に係るものである。 次のとおり一般競争入札を行う。 なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

平成二十六年八月二十一日

山梨県知事 横

内

正

明

般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
- 二 数量 一台
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 供給場所 知事が指定する場所
- 一 事務を担当する所属 山梨県総務部管財課
- 資格のない者とみなす。 停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加にの公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
- 次のいずれにも該当しない者であること。
- |定に該当する者||一地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の規
- いこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないいこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない()地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな
- てその役員が暴力団員であるもの第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であっ三、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)
- パ者四 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
- 営んでいない者
  「当人でいない者」
  「当人でいない者」
  「当人でいない者」
  「当人でいない者」
  「当人でいない者」
  「当人でいない者」
  「当人でいない者」
  「当人でいない者」
  「当人でいない者」
  「当人でいない者」
- 入できることを証明する書類を提出した者であること。 2 入札説明書に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納
- やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。
  3 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速
- を除く。)でないこと。 年本院人。)でないこと。 日本の日本では、平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の中立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始の申立てをしている者(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- 5 山梨県物品等競争入札参加資格者の登録を受けている者であること。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査

Ш

県公

報

第二千四百四十二号

平成二十六年八月二十

一日

1 申請の時期 平成二十六年八月二十一日(木)から同月二十八日(木)まで(山

「県の休日」という。)を除く。) 梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下

- 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

3 2

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課

- 五 入札手続等
- 契約条項を示す場所等 四の3に掲げる場所
- で、四の3に掲げる場所において直接交付する。での日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時ま、入札説明書等の交付方法。この公告の日から平成二十六年八月二十八日(木)ま
- 札の参加資格の確認を受けること。 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- ) 日時 平成二十六年十月二日(木)午後二時
- 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館四階四一○会議室
- 時までに到着するよう送付すること。の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十六年十月一日(水)午後四の外一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十六年十月一日(水)午後四、郵送による入札書の提出先及び期限(郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸
- に記載すること。 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当該金額に一円未 ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ 満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする に記載すること。
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき
- この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ハとき。二人札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難に
- に違反したとき。
  回()から三までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。「規則」という。)第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内落札者の決定方法。山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下

- 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 言語 日本語
- 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金
- 3 除する。 めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 その他
- なった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責め を負わないものとする。 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなく
- 詳細は、入札説明書による。
- 問い合わせ先 山梨県総務部管財課 (電話〇五五—二三三—一三九二)

### \* Summary

- Nature and quantity of the services to be procured Earthquake Experience Vehicle
- Date and time of tender:

2

- 2:00PM September 25,2014
- Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural

1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japar

TEL 055-223-1392

### 一般競争入札について

の適用を受ける調達契約に係るものである。 れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束 ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

二十六年八月二十一日

山梨県工業技術センター所長 石 原 光 広

- 一般競争入札に付する事項
- 調達をする物品等の名称及び数量

名称

電界放出型走査電子顕微鏡

- 調達をする物品等の仕様等
  入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 平成二十七年一月三十日
- 納入場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター
- 事務を担当する所属 山梨県工業技術センター
- この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名 資格のない者とみなす。 停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
- 次のいずれかにも該当しない者であること。
- 定に該当する者 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の規
- いこととされた者であって、 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな 同項の規定により定められた期間を経過していない
- 第二条第六号に規定する暴力団員 てその役員が暴力団員であるもの 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であっ (平成三年法律第七十七号)
- 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
- 営んでいない者 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、 引き続き二年以上営業を
- 2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は を除く。)でないこと。 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者
- ることを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができ
- できることを、 物品を納入した後、所長の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供 別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。

# 四 一般競争入札の参加資格の審査

- 「県の休日」という。)を除く。) 梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下1 申請の時期 平成二十六年八月二十一日(木)から同年九月五日(金)まで(山
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

### 五 入札手続等

- 一の4に掲げる場所において直接交付する。(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年九月三日(水)までの日
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- ① 日時 平成二十六年九月三十日(火)午後一時三十分
- 棟三階研修室 棟三階研修室 山梨県工業技術センター研究管理
- 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- ごの公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと□ 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
- いとき。一入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。
  田・一から回までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 6 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の
- 山 梨 県 公 報 第二千四百四十二号 平成二十六年八月二十

一日

- 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- 通貨 日本国通貨
- 余する。 のなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免2.入札保証金.入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納
- 除する。
  めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免)契約保証金を納る契約保証金を納

3

- 違約金の有無 有
- 前払金の有無 無

5

- 契約書作成の要否 要
- その他
- □ 問い合わせ先 山梨県工業技術センター(電話○五五―二四三―六一一一)□ 詳細は、入札説明書による。
- Nature and quantity of the products to be procured:

\*

Summary

- Field Emission Scanning Electron Microscope 1 unit
- 2 Date and time for tender:
- 1:30PM September 30,2014

3 Bureau in charge:

General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center 2094 Otsu-machi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL055-243-6111

)土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

のとおり富士吉田市中丸土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次

平成二十六年八月二十一日

退任

山梨県知事 横 内 正

明

太田	氏	
久	名	
富士吉田市小明見千七百五十八番地	住	
11.	所	

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内	山梨県甲府市国母は	山梨県南アルプス市下高砂は	「┴────────────────────────────────────	正誤	羽田 悟七 富士吉田市小明見千七百五十一番地	堀内 欣一郎 富士吉田市下吉田二丁目二十八番十六号	氏 名	二就任	羽田 岩雄 富士吉田市小明見千七百五十一番地	
甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷	」 「 」 「 」 」 」 」 」 」 」 の 誤り。 の 誤り。 の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に	山梨県甲府市国母の、	「十一十一十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十		七百五十一番地	丁目二十八番十六号	所		七百五十一番地	5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
テ印刷 甲府市北口二丁目六番										